

## ソフトウェアライセンス利用規約

### 第1条（定義）

本契約においては、語句の定義は以下の通りとする。

- (1) 「当社」とは、「本製品」のライセンサーである株式会社ベリサーブを意味する。
- (2) 「利用者」とは、当社より「本製品」のライセンスを許諾された者を意味する。
- (3) 「本製品」とは、申込フォームに記載するソフトウェア・プログラムおよびその記憶媒体、マニュアル等の関連文書その他必要となるコード等一式を含むものとする。
- (4) 「ライセンス」とは、本製品をコンピュータにインストールすることおよび本製品をコンピュータにおいて利用するその他一切の行為ならびにドキュメンテーションを利用する権利を意味する。
- (5) 「ライセンス発効日」とは、利用者が本製品をインストールした日をいう。

### 第2条（ライセンスの許諾）

1. 当社は、利用者に対し、本契約の条項にしたがって、譲渡不能、再許諾不可能且つ非独占的なライセンスを、本契約が有効に存続する期間中、利用者に対して許諾するものとし、利用者は、許諾されたライセンス数を超えない範囲内で本製品を日本国内において使用することができるものとする。
2. 利用者は、社内業務遂行または自己利用の目的だけに本製品を使用することができるものとする。

また、利用者は、当社の書面による事前の承諾を得ることにより、社内業務を委託する社外業者に本契約の条件を遵守させたうえ、当該委託業務の遂行に必要な範囲内で当該社外業者に本製品を使用させることができるものとする。この場合、利用者は、当該社外業者による本契約に定める義務の違反について一切の責任を負うものとする。

3. 利用者は、当社が、利用者への対価の支払いなく、次の各号に定めるデータ（以下併せて「利用者データ」という）を収集のうえ、当該利用者データを用いた新たなデータ（以下「二次データ」という）を作成すること、また、二次データを利用した新たなサービスを開発し、当該サービスを第三者に提供することについて、予め同意するものとする。
  - (1) 利用者が使用する本製品のバージョンを識別する情報
  - (2) 利用者に許諾されたライセンスに関する情報（利用者に関する情報を含むが、利用者に関する情報は、利用者が自らユーザ登録を行った情報および利用者の本製品の使用により生成された後、当社に展開された情報に限定される）
  - (3) 利用者が本製品を使用して作成したテスト設計仕様に関する情報
  - (4) 利用者の本製品の使用履歴を確認するログ情報

### 第3条（本製品の納入）

1. 当社は、利用者と合意した納入期日までに本製品を利用者の指定場所に納入するものとする。当該納入をもって本製品の危険負担責任は、当社から利用者に移転されるものとする。
2. 当社は、利用者が希望する場合、利用者が本製品を使用開始するために必要となる導入サポート業務を提供するものとする。

#### 第4条（検査）

1. 利用者は、当社が本製品のライセンス発効日から5日営業日以内に本製品が当社の提示する仕様どおり稼働するかを検査のうえ、検査終了後直ちに検査結果を当社に通知するものとし、当該検査の合格をもって検収完了とする。なお、評価用ソフトウェアライセンス契約書に基づき本製品の評価を実施し、その結果、本契約を締結した場合は、本条は適用されず検査に合格したものとする。
2. 前項において検査不合格のとき、当社は、甲乙協議し別途定める期間内に本製品を変更または修正し、再検査を受けるものとする。なお、再検査の手続きについては、前項の規定による。
3. 第1項に定める検査期間中に利用者が本製品を検査目的以外に使用したとき、検査を終了しなかったとき、または検査結果の通知がなかったときは、本製品が利用者の検査に合格したものみなす。

#### 第5条（ライセンス期間）

本製品のライセンス期間は、ライセンス発効日から、最初に訪れる3月31日までとする。ただし、期間満了前までに当社または利用者のいずれからも終結の申し出がない場合には、自動的に4月1日より1年間延長され、その後も同様とする。

#### 第6条（ライセンス料）

利用者は、当社が利用者データ及び二次データを第2条第3項に定める条件で利用できることに同意することを条件として、本製品を無償で使用できるものとする。

#### 第7条（使用権の制限）

1. 利用者は、本製品を日本国内においてのみ使用できるものとする。
2. 利用者は、本製品を第2条第4項の場合を除いて複製することはできないものとする。
3. 利用者は、第三者に対し、本契約に基づく権利義務を譲渡すること、本製品を譲渡すること、また、本製品の権利を譲渡、再使用許諾、貸与、担保供与すること、商用的ホスティングサービス等に使用すること、またはその他いかなる処分もできないものとする。
4. 利用者は、本製品をマニュアル等の関連文書に記載された以外の方法により使用しないものとする。

5. 利用者は、本製品の著作権表示その他の表示を除去または変更しないものとする。
6. 利用者は、本製品の著作権その他すべての知的財産権は、当社に帰属することを確認する。
7. 当社は本製品に付随するサービス等について利用者の事前の許可なく変更・中止することができるものとする。

#### 第8条（技術サポート）

1. 当社は、利用者に対して、本製品の使用に関して、別紙のとおり技術サポートを提供するものとする。なお、別紙に定める事項以外の技術サポートを提供する場合は、有償対応とし、別途契約を締結するものとする。
2. 利用者は、当社が技術サポートを実施するために当社が要請するデータその他資料等を速やかに提供するものとする。利用者が、当社が要請するデータその他資料等を提供しない場合は、当社は利用者に対して必要な技術サポートを実施しないものとする。
3. 当社は、技術サポートを当社の責任の下、第三者に委託することができるものとする。

#### 第9条（秘密保持）

1. 利用者および当社は、本契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の情報のうち、相手方から「秘密」である旨表示された情報もしくは秘密である旨を告知されたうえで口頭、その他の方法により開示された情報であって、かかる口頭による開示後 10 営業日以内に当該情報の内容が秘密である旨書面で特定された情報（以下「秘密情報」という）を、本契約の目的のためにのみ使用、複製するものとする。利用者および当社は、秘密情報を善良なる管理者における注意をもって管理し、相手方の事前の書面による承諾なく第三者（当社の再委託先を除く）に対しては開示、漏洩しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとする。
  - （1）開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
  - （2）利用者または当社が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの
  - （3）第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
  - （4）相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの
  - （5）法令により開示が義務付けられたもの
2. 当社は、本製品を宣伝および販売促進の目的で、利用者との取引実績などをマーケティングおよび販促資料などに使用する場合、利用者より事前に資料等の公表または配布の承認を得るものとする。
3. 本条第1項の定めにかかわらず、利用者および当社は、法令、規則、裁判所の決定・命令、行政庁の命令・指導等に基づき裁判所、行政庁から開示を要求された場合、金融商品取引所の規則により開示が要求される場合または会計監査人から開示を要求された

場合には、相手方の秘密情報を当該裁判所、行政庁、金融商品取引所または会計監査人に開示、提供できるものとする。ただし、これらの事由が生じた場合、利用者および当社は相手方に対してすみやかに通知するものとする。

4. 利用者および当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、相手方から受領した秘密情報を当該相手方に返還、または自己にて廃棄もしくは削除するものとする。
  - (1) 本契約が終了したとき。
  - (2) 相手方が返還を求めたとき。
5. 本条の秘密保持義務は、本契約終了後も2年間効力を有する。

#### 第10条（保証及び責任の範囲）

1. 本製品がライセンス発効日から1ヶ月の間において、利用者が関連資料に記載された方法に従い、指定環境で使用したにもかかわらず、関連資料に記載されたとおりの機能を有しない事態（以下「契約不適合」という）が発生した場合は、当社は、合理的に可能な範囲で当該契約不適合の修正または本製品の取り替えを行うものとする。
2. 当社は、本製品の使用から得られる結果についての保証、本製品の全ての契約不適合が是正されるという保証、本製品の機能が利用者の要求を満足するという保証、第三者の権利の不侵害の保証および特定目的適合性の保証を含め、明示的であると黙示的であるとを問わず、いかなる保証も行わないものとする。また、利用者は、自らの責任において指定機械上のデータのバックアップ等適切な保全手段を講ずるものとする。
3. 当社の本製品に関する責任は、本条第1項に定める修正または取り替えをもってそのすべてとし、当社は、本製品についてこれ以外に何らの保証責任または損害賠償責任を負うものではないものとする。
4. 当社は、本製品の使用または使用不能に起因する直接的、間接的その他利用者に生じたいかなる損害（逸失利益、業務の中断、データ破壊・紛失による損失その他の金銭的損失を含む）について、一切の損害賠償責任を負わないものとする。ただし、当社の故意または重過失による場合は、この限りではないものとする。

#### 第11条（第三者ソフトウェア等の利用）

1. 本製品に第三者が権利を有するソフトウェア等（フリーソフトウェアおよびオープンソースソフトウェアを含み、以下「第三者ソフトウェア等」という）が組み込まれていた場合は、利用者および当社はその取扱いについて協議し、利用者または当社と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。
2. 第10条および第12条の定めにかかわらず、第三者ソフトウェア等に起因する不具合または権利侵害については、当該第三者ソフトウェア等の利用に関する契約に基づき処理するものとし、当社は責任を負わないものとする。

## 第12条（権利侵害等の責任）

1. 本製品の使用が第三者の日本国内における著作権、産業財産権を侵害したとの理由で、利用者が第三者よりクレーム（訴訟の提起を含み、以下同様とする）を受けた場合には、次の各号所定の要件をすべてみたす場合に限り、当社は本製品を非侵害のものにするために修正する責任を負うものとする。
  - （1）利用者がクレームを受けた日から5営業日以内に当社に対しクレームの内容を通知すること。
  - （2）当該侵害に関連する第三者との交渉、訴訟等に関する裁量権および紛争解決の実質的権限を当社に与えること。
  - （3）利用者が当社に対し必要な援助を行い、全面的に協力すること。
  - （4）クレームの原因について当社の責めに帰すべき事由があること。
2. 利用者が、本契約に違反した場合には、当社は利用者に対し、前項所定の責任を負わないものとする。
3. 本製品の使用による第三者の権利侵害に関する当社の責任は、本条に定める事項をもってそのすべてとし、当社は、これ以外に何らの保証責任または損害賠償責任を負わないものとする。

## 第13条（監査権）

1. 当社は、利用者に対して、利用者が本契約の条件に従って本製品を適正に管理・使用されているか否かを監査する権限を有するものとし、当社は必要に応じて、監査に必要な書類もしくはその写しの提出、その他の必要な措置を、利用者に対して求めることができ、利用者はこれに協力する義務を負うものとする。
2. 前項の監査の結果、本製品の使用に関して、利用者に違反行為がある場合には、当該違反行為の態様、期間、その他諸般の事情を勘案の上、当社は利用者に対し、違反行為の是正、契約の解除、又は損害賠償の何れかの措置、あるいは全ての措置を求めることができるものとする。

## 第14条（解約）

1. 利用者および当社は、両当事者の書面合意をもって本契約を解約することができる。
2. 利用者が次の各号のいずれかにでも該当したときは、当社はなんらの通知、催告を要せずに直ちに本契約の全部又は一部を解約できるものとする。
  - （1）仮差押、差押、競売の申請、または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立があった場合、もしくは租税公課を滞納して保全差押を受けた場合
  - （2）営業を休止または廃止した場合
  - （3）支払いを停止した場合、または振出もしくは引き受けた手形もしくは小切手が、不渡り処分を受けた場合

- (4) 事業の全部または一部を譲渡もしくは譲受を決定もしくは承認した場合
  - (5) 解散を決定もしくは承認した場合
  - (6) 反社会的勢力に該当することが判明した場合
3. 利用者および当社は、相手方が本契約に基づく義務を遂行、または遵守せず、書面による通知から30日以内に当該違反、または不履行等が是正されない場合、相手方に対する書面による通知によって、本契約を解除することができる。

#### 第15条（反社会的勢力との取引排除）

1. 利用者および当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という）との取引排除に関し、それぞれの相手方に対し、次の各号に定める事項を表明し、保証する。
- (1) 自らおよび自らの役員（事実上の役員、実質的に経営に関与している者を含み、以下同様とする）が反社会的勢力ではないこと。
  - (2) 自らおよび自らの役員が反社会的勢力を利用しないこと。
  - (3) 自らおよび自らの役員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと。
  - (4) 自らおよび自らの役員が反社会的勢力もしくはその関係者である旨を伝えず、相手方の名誉や信用を毀損もしくは毀損するおそれのある行為をしないこと。
  - (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、脅迫的な言動を用いないこと。
  - (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害しないこと。
2. 利用者および当社は、相手方が前項に違反した場合、相手方に対し何らの催告を要せずして、直ちに本契約を解除することができる。

#### 第16条（返還または廃棄）

本契約が理由の如何を問わず終了した場合、利用者は当社に対し本契約終了後直ちに、本製品、複製物を、当社の指示にしたがって返還、廃棄または削除し、その旨を証明する書面を当社に送付する。

#### 第17条（輸出関連法令の遵守）

利用者は、本製品を直接的または間接的に輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令（以下「輸出規制等」という）を遵守の上、所定の手続きをとるものとする。なお、外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続きが必要な場合も同様とする。利用者による輸出規制等の違反に基づき当社に何らかの損害が発生した場合

には、利用者は当該損害を補償するものとする。

#### 第18条（利用規約の変更）

当社は、当社が必要と判断する場合、いつでも本契約を変更できるものとします。

#### 第19条（残存条項）

本契約終了後も、第2条第5項、第3条2項、第6条、第9条、第10条、第11条、第12条、第16条、本条および第20条の規定は有効に存続するものとする。

#### 第20条（準拠法および協議）

1. 本契約は日本法に準拠するものとする。
2. 本契約に定めなき事項または本契約に関し両当事者間に生じた疑義については、両当事者誠意をもって協議の上、解決にあたるものとする。
3. 前項の協議によっても解決できず、訴訟となった場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

## 別紙

### ■ライセンス料

無償とする。

※ご利用の PC1 台につき 1 ライセンスが必要。

### ■技術サポート

技術サポートの内容は以下とする。

- ・最新版リリースのご案内（メール）： 適時
- ・お問い合わせへのご対応（メール）： 下記

受付方法	メール
受付時間	24 時間 365 日
対応時間	土日・祝日、12 月 28 日から 1 月 4 日を除く平日 9:00~17:30
回答時間目安	当日 0:00~当日 17:30 までに問い合わせ → 5 営業日後の 19:00 までに返信 当日 17:30~翌日 0:00 までに問い合わせ → 6 営業日後の 19:00 までに返信
問い合わせ先	tstr_support@veriserve.co.jp